

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十九号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表南部振興課の項を次のように改める。

南部振興課	
復旧・復興 推進室	
うだ・アニ マルパーク 振興室	動物公園係 動物愛護係 指導係

第六条地域振興部の部南部振興課の項の次に次のように加える。

南部振興課 復旧・復興推進室

平成二十三年台風十二号による災害の復旧及び災害からの復興に関すること。

### 附則

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。